

狛江市地域見守り活動支援対象者名簿  
登録申込書兼個別計画書作成支援の手引き

令和6年12月  
狛江市

# 目次

1	はじめに	1
2	避難行動要支援者支援事業	1
	(1) 概要	1
	(2) 要配慮者	1
	(3) 避難行動要支援者	1
	(4) 避難支援等関係者	1
	(5) 避難行動要支援者名簿	2
	(6) 個別避難計画	3
	(7) 支援組織	3
	(8) 避難行動要支援者支援システム（統合型地理情報システム（GIS））	5
3	個別避難計画作成支援	5
	(1) 個別避難計画作成の流れ	5
	(2) 個別避難計画作成支援における個別避難計画の各項目について	6
	(3) Q & A	7
	(4) 避難行動要支援者支援システムを活用した個別避難計画の作成について	8
4	災害発生時及び避難訓練等について	9
	(1) 高齢者等避難情報等の発令・伝令	9
	(2) 災害時集合場所	9
	(3) 指定避難所	9
	(4) 水害時補完利用施設	9
	(5) 福祉避難スペース	9
	(6) 福祉避難所	10
	(7) 災害時集合場所までの避難経路及び移送支援	10
	(8) 福祉避難所の設置・運営訓練等への協力について	10
	(9) 災害時集合場所・避難所等の決定例について	10
	(10) 福祉避難所へ入所するときの流れ	11
	資料	12
	(1) 資料1 災害時集合場所、避難所（震災時・水害時）一覧	12
	(2) 資料2 避難所マップ	14

# 1 はじめに

近年、我が国においては、新潟県中越地震、東日本大震災及び能登半島地震に代表される巨大地震並びに毎年のように暴風雨及び豪雨災害が発生し、私たちの想像をはるかに超える甚大な被害をもたらしています。狛江市においても令和元年東日本台風では、床上・床下浸水などの被害が発生しました。

このような大災害における犠牲者には、高齢者や障がい者等、いわゆる避難行動要支援者が多くの割合を占め、自力で避難することが難しい方々に対する避難支援体制づくりの推進が急務となっています。

令和3年5月には、災害対策基本法が改正され、災害時の避難支援等を実施するための個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされ、狛江市においても、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進しているところです。

# 2 避難行動要支援者支援事業

## (1) 概要

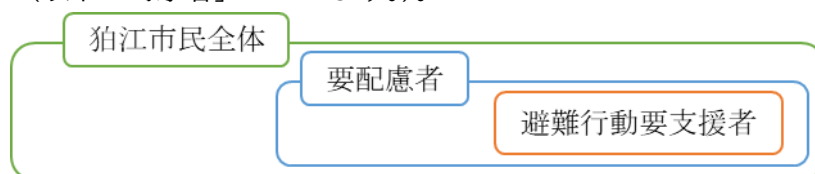
災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を行うため、その基礎となる個別避難計画の作成の推進等を実施する事業です。

## (2) 要配慮者

災害対策基本法では「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されています（法第8条第2項15号）。その他、人工呼吸器使用者や人工透析患者など医療ニーズの高い方、妊産婦、外国人なども想定されます。

## (3) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方です（以下「要支援者」といいます。）。なお、狛江市では、地域見守り活動支援対象者といっています（以下「対象者」といいます。）。



## (4) 避難支援等関係者

消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者のことです。なお、狛江市では、支援組織といっています。

## (5) 避難行動要支援者名簿

災害時に自ら避難することが難しく、特に支援を必要とする高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者の方（ア 名簿の対象者）の情報をあらかじめ登録しておく名簿です。なお、狛江市では、地域見守り活動支援対象者名簿といます。

### ア 名簿の対象者

- (ア) 75歳以上の一人暮らしの者
- (イ) 75歳以上のみの世帯の世帯員
- (ウ) 身体障害者手帳1級又は2級取得者
- (エ) 愛の手帳1度又は2度取得者
- (オ) 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級取得者
- (カ) 介護保険要介護3以上の認定を受けており、かつ、介護施設に入所していない者
- (キ) 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の規定による指定難病の患者のうち、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の取得者
- (ク) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある者で、特に避難支援等が必要と認められる者

### イ 名簿に記載される事項

- (ア) 登録番号
- (イ) 氏名
- (ウ) 生年月日
- (エ) 年齢
- (オ) 性別
- (カ) 住所
- (キ) 電話番号その他の連絡先
- (ク) 世帯状況
- (ケ) 名簿の登録資格（支援等を必要とする理由）
- (コ) その他対象者の同意を得た事項

### ウ 名簿提供先

平常時は以下のとおり、市と協定を締結した支援組織に限定した支援組織へ名簿情報を提供します。

- (ア) 狛江市民生委員児童委員協議会
- (イ) 社会福祉法人狛江市社会福祉協議会
- (ウ) あいとびあ地域包括支援センター 社会福祉法人狛江市社会福祉協議会
- (エ) 地域包括支援センターこまえ苑 社会福祉法人狛江福祉会
- (オ) 地域包括支援センターこまえ正吉苑 社会福祉法人正吉福祉会
- (カ) 駒井町会
- (キ) 和泉北町会
- (ク) 狛江ハイタウン団地管理組合法人

- (ケ) 警視庁調布警察署
- (コ) 東京消防庁狛江消防署
- (ク) 狛江市消防団

※ 災害時は上記団体に加え、支援組織全てに名簿情報を提供します。

## (6) 個別避難計画

要支援者一人ひとりの状況に合わせ安否確認者、避難先、特別な配慮等を記載し、災害時の避難行動・避難生活に備えて作成しておく計画です。なお、狛江市では地域見守り活動支援対象者名簿登録申込書兼個別計画書といいます。

### ア 個別避難計画を作成する対象者

対象者は、避難行動要支援者名簿に記載された方です。

### イ 個別避難計画に記載する事項

個別避難計画には、別紙のとおり、氏名、性別、生年月日、住所、世帯の人数、連絡先、緊急時の連絡先、民生委員、支援時に必要なこと、災害時集合場所（震災時）、避難所（震災時及び水害時）、避難経路（震災時及び水害時）、ケアマネジャー、相談支援専門員、かかりつけの病院・医師等を記載してください。

## (7) 支援組織

以下、表中の法は、特に定めのない限り、災害対策基本法を指し、条項は、特に定めのない限り、狛江市地域見守り活動支援対象者名簿登録制度実施要綱を指します。

### ア 狛江市民生委員児童委員協議会

平常時	災害時
(1) 声かけ、自宅の訪問及びその状況の把握 (2) 対象者と安否確認者(対象者の近隣に住んでいる者で、当該対象者の避難の支援、安否の確認等を行うものをいう。以下同じ。)との適切な組合せを行う際の協力 (3) 安否確認者からの安否情報の集約及び市への伝達に関する訓練の実施	(1) 民生委員法（昭和23年法律第198号）第13条の規定による担当の区域ごとに同意対象者（第8条の規定による提供に同意した対象者をいう。以下同じ。2（5）ア（ア）及び（イ）に規定する者に限る。）の安否情報の集約及び市への伝達（2（5）ウ（カ）から（ク）までに規定する支援組織及び狛江市防災会と連携して行う。） (2) 安否確認者が行う要支援者の安否確認及び災害時集合場所（法第49条の4第1項の規定により市長が指定した指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）までの対象者の避難誘導の支援

### イ 狛江市社会福祉協議会

平常時	災害時
(1) 同意対象者のうち2（5）ア（ウ）から（オ）までに規定する者で福祉サービスを利用していない者及び2（5）ア（キ）に規定する者の個別避難計画（災害時において安否確認及び避難誘導、指定避難所（法第49	市災害ボランティアセンター開設後、ボランティアによる不同意対象者の安否確認及び避難誘導の支援

条の7第1項の規定により市長が指定した避難所をいう。)等での生活支援を的確に行うため対象者ごとに作成する避難支援計画をいう。以下同じ。)作成の調整 (2) 市災害ボランティアセンターの訓練の実施	
--	--

ウ 地域包括支援センター（あいとぴあ・こまえ苑・こまえ正吉苑）

平常時	災害時
2(5)ア(カ)に規定する者の個別避難計画の作成の調整	2(5)ア(カ)に規定する者からの安否情報の集約及び市への伝達

エ 町会・自治会又はマンション等管理組合

平常時	災害時
(1) 声かけ、自宅の訪問及びその状況の把握 (2) 対象者と安否確認者との適切な組合せを行う際の協力 (3) 安否確認者からの安否情報の集約及び市への伝達に関する訓練の実施	(1) 同意対象者のうち2(5)ア(ア)及び(イ)に規定する者の安否情報の集約及び市への伝達(2(5)ウ(ア)に規定する支援組織と連携して行う。) (2) 安否確認者が行う要支援者の安否確認及び災害時集合場所までの対象者の避難誘導の支援

オ 調布警察署

平常時	災害時
必要に応じた巡回及び訪問	市の要請に基づいた救出救護

カ 狛江市防災会

平常時	災害時
(1) 声かけ、自宅の訪問及びその状況の把握 (2) 対象者と安否確認者との適切な組合せを行う際の協力 (3) 安否確認者からの安否情報の集約及び市への伝達に関する訓練の実施	(1) 同意対象者のうち2(5)ア(ア)及び(イ)に規定する者の安否情報の集約及び市への伝達(2(5)ウ(ア)に規定する支援組織と連携して行う。) (2) 安否確認者が行う要支援者の安否確認及び災害時集合場所までの対象者の避難誘導の支援

キ 狛江消防署

平常時	災害時
(1) 必要に応じた巡回及び訪問 (2) 防火防災診断の実施	市の要請に基づいた救出救護

ク 狛江市消防団

平常時	災害時
声かけ、自宅の訪問及びその状況の把握	市の要請に基づいた救出救護

## ケ 指定居宅介護支援事業者

平常時	災害時
同意対象者のうち要介護認定（介護保険法第19条第1項の規定による認定をいう。以下同じ。）を受けた高齢者の個別避難計画作成の調整	(1) 不同意対象者のうち要介護認定を受けた高齢者の安否の情報の集約及び市への伝達 (2) 不同意対象者のうち要介護認定を受けた高齢者の安否確認及び避難誘導

## コ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

平常時	災害時
同意対象者のうち福祉サービスを利用している身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の個別避難計画作成の調整	(1) 不同意対象者のうち福祉サービスを利用している身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の安否の情報の集約及び市への伝達 (2) 不同意対象者のうち福祉サービスを利用している身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の安否確認及び避難誘導

### (8) 避難行動要支援者支援システム（統合型地理情報システム（GIS））

個別避難計画作成支援業務においては、要支援者の情報を共有しており、支援組織が個別避難計画の作成・修正の他、災害時等における要支援者支援を行う際に使用するシステムです。

## 3 個別避難計画作成支援

### (1) 個別避難計画作成の流れ

個別避難計画の作成支援の具体的な流れを説明します。

疑問点等がありましたら、

福祉政策課（TEL：03-3430-1240（直通） Mail：[fukuseikkr01@city.komae.lg.jp](mailto:fukuseikkr01@city.komae.lg.jp)）

まで、お問合せください。

ア 市からメールにて電子契約利用承諾書の提出を依頼します。

イ 受託が可能な事業所は、市へ電子契約利用承諾書で回答してください。

ウ イの提出事業所と市で契約を締結します。

エ 事業所で担当している<sup>1</sup>対象者の一覧を市へ送付してください。

オ 市からエで提出のあった方のうち個別避難計画未作成者を事業所へ通知します。

カ 事業所は、個別避難計画未作成者を訪問し、個別避難計画の趣旨を説明の上、作成支援に着手ください。

キ 作成支援で作成した個別避難計画を完了届とともに市へ提出<sup>2</sup>してください。

ク 市は、個別避難計画及び完了届の内容を検査し、適正と判断した場合は、事業所へ検査報告書（完了）を送付します。検査内容に不備があると判断した場合は、修正の依頼

<sup>1</sup>介護保険要介護3以上の認定を受けており、かつ、介護施設に入所していないサービス利用者

<sup>2</sup>個別避難計画は第1号様式（紙）又は避難行動要支援者支援システムを用いた提出

を行いますので、事業所は、対象者ととも内容の修正を行ってください。  
ケ 検査報告書（完了）を受領後、市へ委託料を請求してください。

## （２）個別避難計画作成支援における個別避難計画の各項目について

【必須項目の未記載又は記載内容に不備がある場合は、修正をご依頼させていただきます。】

### ア 本人の情報【必須項目】

各項目に従い記入をお願いします。なお、新規作成対象者の場合は、前回の答えは空欄としてください。

### イ 緊急時の連絡先【記載されていることが望ましい項目】

緊急時の連絡先とは、ご本人に何かあった時に連絡が取りやすい方で、支援方法等の判断ができる方を記入してください。緊急時の連絡先は、必ずしも家族でないといけないものではありません。

緊急時の連絡先の情報は、緊急時の連絡先になること及び市と協定を締結している支援組織に緊急時の連絡先も提供されることについて同意の確認をし、避難行動要支援者支援システム（統合型地理情報システム（GIS））で作成する場合は、緊急時の連絡先に記載される方の同意の上、同意するにチェックをいれてください。また、紙で作成する場合には、個別避難計画の右下の署名欄（緊急連絡先の方）に必ず署名（第1号様式（紙）で提出する場合）をもらってください。

### ウ 安否確認者【必須項目】

安否確認者は、災害発生時に要支援者の家族等が当該要支援者の安否確認や避難支援をできない場合に、訪問等によりご本人が無事かどうか等を確認しやすい方を記入してください。介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（令和6年3月）P19にもあるとおり、安否確認者のうち1名は作成支援者としてください。

安否確認者になること及び市と協定を締結している支援組織に安否確認者の情報も提供されることについて同意の確認をし、避難行動要支援者支援システム（統合型地理情報システム（GIS））で作成する場合は、安否確認者に記載される方の同意の上、同意するにチェックをいれてください。また、紙で作成する場合には、個別避難計画の右下にある署名欄に必ず署名（第1号様式（紙）で提出する場合）をもらってください。

※ 災害の規模や種類によっては安否確認者も被災者になることが考えられます。必ず安否確認等ができるものではないことを要支援者にご説明ください。また、安否確認者は要支援者の安否確認等に関してその責任・義務を負うものではありませんので、併せて要支援者にご説明ください。

### エ 支援時に必要なこと【記載されていることが望ましい項目】

避難するときに、安否確認者や支援組織が留意すべきことや必要な物等を記載する項目です。



## オ 緊急時の準備【必須項目】

### (ア) 災害時集合場所・避難所の決定方法【必須項目】

災害時集合場所又は避難所については、ご本人及び支援組織が避難所等として指定されている場所の中から決定することになります。自宅から近い場所等、避難に適した場所を決定してください。※P.12 資料1 参照、震災時・水害時で内容が異なりますのでご注意ください。

### (イ) その他【記載されていることが望ましい項目】

実際に災害が発生したときに避難先で必要なものや配慮が必要なことについて記入してください。

## カ 支援をしてくれる人、かかりつけの病院・医師【記載されていることが望ましい項目】

普段から関わりのあるケアマネジャーや相談支援専門員、かかりつけの病院・医師について記入してください。避難所におけるご本人の支援の際に使用します。

## キ 支援者の気付き【記載されていることが望ましい項目】

この欄には、支援者等が気付いた点等を自由に記入してください。

## ク 署名欄【必須項目】

ご本人、緊急時の連絡先及び安否確認者の方で、支援組織への情報提供に同意いただける方は避難行動要支援者支援システム（統合型地理情報システム（GIS））の場合、同意するにチェックをいれてください。また、紙で作成する場合には、署名をお願いします。

## (3) Q&A

Q1 災害時集合場所や避難所は、避難行動要支援者の居住地によって指定されていますか？

A1 災害時集合場所や避難所は居住地による指定はありません。自宅から災害時集合場所や避難所までの道のり等を考慮し、行きやすい場所を選択してください。なお、震災時と水害時で、避難所の開設状況が異なりますので、ご注意ください。詳しくは資料1 災害時集合場所、避難所（震災時・水害時）一覧、資料2 避難所マップをご覧ください。

Q2 作成支援業務の対象者にヒアリングし、作成を支援する項目は、必ず全て埋めて回答する必要がありますか？

A2 個別避難計画の全ての項目について記載していただきたいですが、様々な事情により記載が困難である場合には、【記載されていることが望ましい項目】については空欄で回答いただくこともやむを得ないものと考えています。

**Q 3 安否確認者または緊急連絡先の記載は1人でも良いですか？また、安否確認者だけしか見つからない場合や安否確認者及び緊急連絡先がどうしても見つからない場合はどうすれば良いですか？**

A 3 災害が発生した時は、支援組織が被災してしまうことも想定され、避難支援を行えない可能性もありますので、2人いることが望ましいですが、他に見つからない場合には1人のみで回答していただいて構いません。

また、安否確認者は、介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドラインP19にも記載されているとおり、介護施設・事業所は、利用者の安否確認の方法について、BCP（事業継続計画）で作成していると思いますので、安否確認者のうち1名は作成支援者としてください。なお、安否確認者や緊急連絡先は、支援組織への提供に同意を得られる方をお願いいたします。

**Q 4 個別避難計画の作成を支援する方にはどのような義務や責任が発生しますか？**

A 4 個別避難計画は、災害時に、より良い避難を実現しようという趣旨のものです。個別避難計画作成にあたり、関係者等に対して、計画に基づく避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではありません。なお、作成支援の業務委託において知り得た情報には、守秘義務が課せられます。

**Q 5 災害が発生した場合、作成支援者は何か行動する必要がありますか？**

A 5 BCP（事業継続計画）等の定めがあり、災害発生時の動きが決まっている場合は、それに従って行動してください。そのうえで余力がある場合には、個別避難計画に基づいた安否確認や避難支援等を行っていただくことが望ましいですが、作成支援を行った者の役割として義務が発生するものではありません。

**Q 6 個別避難計画作成支援後、情報を更新した場合は再度委託料が支払われますか？**

A 6 一人の避難行動要支援者に対する作成支援の報酬は、現段階では、原則として1回のみです。ご不明な点がございましたら、福祉政策課までご連絡ください。

**Q 7 個別避難計画を活用した防災訓練を行う予定はありますか？**

A 7 現時点で具体的な訓練の実施は決まっておりませんが、今後、個別避難計画を活用した訓練を実施していく予定です。

#### **（４）避難行動要支援者支援システムを活用した個別避難計画の作成について**

避難行動要支援者支援システムを活用した個別避難計画の作成については、別紙「避難行動要支援者支援システム操作手順」を参照してください。不明点等がありましたら、福祉政策課までご連絡ください。

## 4 災害発生時及び避難訓練等について

### (1) 高齢者等避難情報等の発令・伝令

災害時に要支援者が避難するために、市から発令・伝令される避難に関する情報で、具体的な内容は以下の表のとおりです。要支援者及びその家族並びに支援組織には、円滑に避難するために、高齢者等避難情報が発令した時点で伝達を行い、避難行動や支援活動を開始するよう促します。

低	避難情報	発令時の状況	市民に求める行動
危険度 ↓ 高	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人的被害の発生する可能性が高まった状況</li> <li>・ 要支援者が避難行動を開始しなければならない段階</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要支援者は個別避難計画に記載した災害時集合場所等への避難行動を開始</li> <li>・ 安否確認者は支援活動を開始</li> </ul>
	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況又は人的被害が発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者等避難等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>・ 未だ避難していない対象市民は直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>

### (2) 災害時集合場所

近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する小・中学校のグラウンド、公園、緑地等のオープンスペース等をいいます。

### (3) 指定避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校等の建物をいいます。

### (4) 水害時補完利用施設

水害時の避難所の補完的利用等を実施する、避難所に指定されていない公共施設等をいいます。

### (5) 福祉避難スペース

指定避難所に設置する要配慮者に配慮したスペースをいいます。

## (6) 福祉避難所

既存の建物を活用し、介護を必要とする高齢者、障がい者等、一般の避難所では生活に支障をきたす者に対して、ケアが行われるほか、これらの者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ等、バリアフリー化が図られた避難所のことをいいます。令和6年10月31日現在、市では20箇所を福祉避難所に指定しています。

## (7) 災害時集合場所までの避難経路及び移送支援

要支援者の避難経路については、個別避難計画作成時にあらかじめ定めておくものですが、その際は、ハザードマップを参考に可能な限り災害による被害の影響を受けない経路、整備された広い道路による経路、安全かつ最短となる経路等を考慮して避難経路を定めておきます。

原則、市は、要支援者から災害時集合場所（避難所）等までの移送について支援の依頼があることを想定し、介護タクシー事業者等との間で、市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難行動要支援者の移送支援に関する協定を締結する等、移送方法や手段の充実を図っています。

## (8) 福祉避難所の設置・運営訓練等への協力について

市では、迅速な福祉避難所の開設が図られるよう、公共施設に設置される福祉避難所にあつては、総合防災訓練時等に施設管理者と連携して設置・運営訓練を実施しています。

また、協定を締結した民間施設に設置される福祉避難所にあつては、合同の訓練や連絡会議を開催するよう努めています。

## (9) 災害時集合場所・避難所等の決定例について

### ア パターン1 西野川4丁目にお住まいの方

西野川4丁目にお住まいの方は、災害時集合場所として、上和泉地域センターや狛江第四中学校が最寄りの避難所となります。また、この2つは震災時の避難所、多摩川、野川氾濫時の避難所にも指定されていますので、そのまま避難所として決定しても差し支えありません。なお、災害時集合場所や避難所を決定した後は、不測の事態に備え避難経路を家族会議等で複数確認しておくことが望ましいです。



## イ パターン2 猪方3丁目にお住まいの方

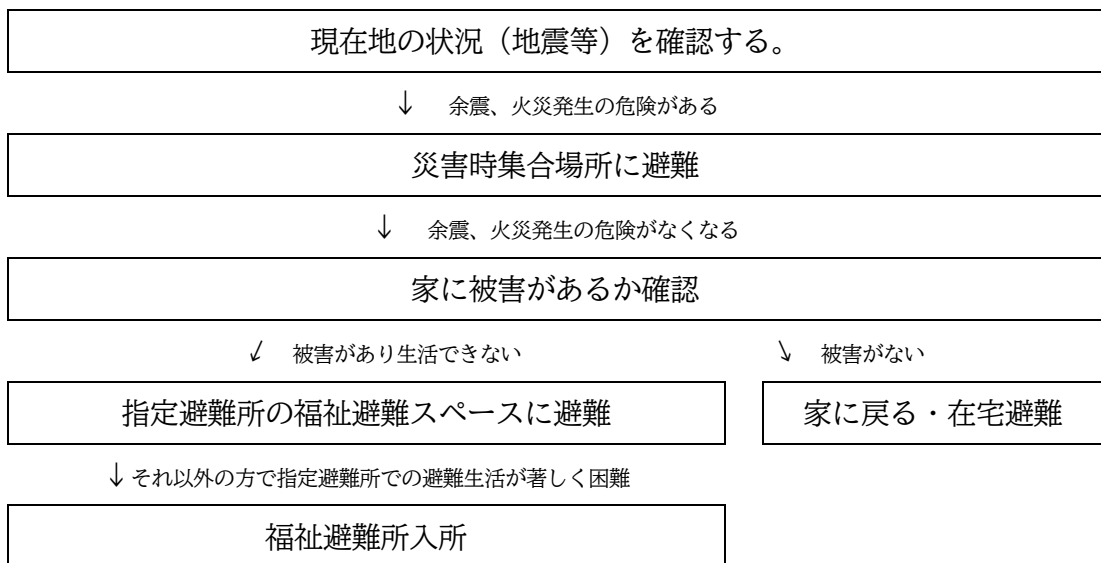
猪方3丁目にお住まいの方は、災害時集合場所として、都立狛江高等学校や狛江第三中学校、狛江第二中学校が近いです。狛江第三中学校及び狛江第二中学校の2つは震災時の避難所、多摩川、野川氾濫時の避難所にも指定されていますので、そのまま避難所として決定しても差し支えありません。しかしながら、都立狛江高等学校については、多摩川、野川氾濫時の避難所には、指定されていないので、水害時の避難所として決定することはできません。



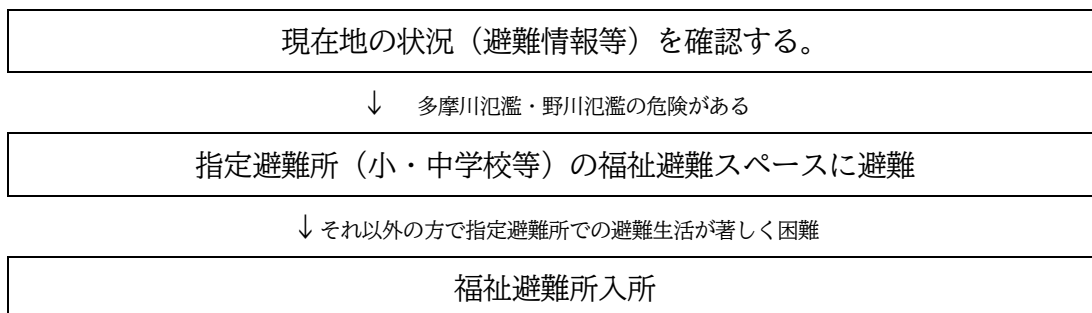
## (10) 福祉避難所へ入所するときの流れ

福祉避難所への入所について、自宅等から福祉避難所へ直接入所することはできません。指定避難所での避難生活が著しく困難な方が福祉避難所へ入所することが可能です。以下、入所の流れです。

### ア 震災時



イ 多摩川氾濫時・野川氾濫時



**資料**

**(1) 資料1 災害時集合場所、避難所（震災時・水害時）一覧**

名称	災害時 集合場所	避難所		所在地	
		震災時	(水害時) 多摩川氾濫		(水害時) 野川氾濫
①狛江第一小学校	◎	○	○	○	和泉本町 1-37-1
			体育館 校舎 1 階以上		
②狛江第三小学校	◎	○	○	○	猪方 1-11-1
			校舎 3 階以上	校舎 2 階以上	
③狛江第五小学校	◎	○	○	○	東野川 1-35-13
			体育館 校舎 1 階以上	校舎 2 階以上	
④狛江第六小学校	◎	○	○	○	駒井町 1-21-1
			校舎 3 階以上	体育館 校舎 1 階以上	
⑤和泉小学校	◎	○	○	○	中和泉 3-33-1
			校舎 2 階以上	体育館 校舎 1 階以上	
⑥緑野小学校	◎	○	○	○	和泉本町 4-3-1
			体育館 校舎 1 階以上		
⑦狛江第一中学校	◎	○	○	○	和泉本町 2-15-1
			体育館 校舎 1 階以上		
⑧狛江第二中学校	◎	○	○	○	猪方 2-7-1
			校舎 3 階以上	体育館 校舎 1 階以上	
⑨狛江第三中学校	◎	○	○	○	元和泉 1-23-1
			校舎 2 階以上	体育館 校舎 1 階以上	
⑩狛江第四中学校	◎	○	○	○	東野川 4-1-1
			体育館 校舎 1 階以上		
⑪市民グランド	◎				和泉本町 2-15-2
⑫西和泉グランド	◎				西和泉 1-16-1
⑬前原公園	◎				西野川 3-11-1

名称	災害時 集合場所	避難所			所在地
		震災時	(水害時) 多摩川氾濫	(水害時) 野川氾濫	
⑭都営団地（公園）	◎				和泉本町4-7
⑮多摩川住宅（公園）	◎				西和泉1・2丁目
⑯都立狛江高等学校	◎	○			元和泉3-9-1
⑰多摩川左岸一帯	◎				元和泉3丁目～駒井町3丁目
⑱西河原公園	◎				元和泉2-38-1
⑲西和泉体育館		○			西和泉1-16-1
⑳防衛省共済組合狛江スポーツセンター	◎				元和泉2-30
㉑狛江こだま幼稚園	◎				中和泉3-14-8
㉒狛江みずほ幼稚園	◎				岩戸南4-14-1
㉓子鹿幼稚園	◎				東野川3-17-1
㉔上和泉地域センター		○	○	○	和泉本町4-7-51
				体育館 1階以上	
㉕中央公民館※現在休館中			○	○	和泉本町1-1-5
				2階以上	
㉖ユニディ狛江店	◇		◇	◇	和泉本町4-6-3
			平面駐車場・立体駐車場		
㉗ニトリ狛江ショッピングセンター	◇		◇	◇	岩戸南2-4-3
			平面駐車場・立体駐車場		
野川地域センター			△		西野川1-6-9
岩戸地域センター			△	△	岩戸南2-2-5
南部地域センター				△	猪方4-11-1
和泉多摩川地区センター				△	猪方4-1-1
根川地区センター				△	中和泉4-16-3
谷戸橋地区センター			△		東野川4-30-1
市民総合体育館			△	△	和泉本町3-25-1
和泉児童館				△	中和泉3-12-6
藤塚保育園			△	△	和泉本町4-7-35
三島保育園			△		東野川1-32-2
松原学童保育所			△	△	和泉本町1-14-3
東野川学童保育所			△		東野川1-6-3
駒井学童保育所				△	駒井町1-21-6
エコルマホール			△	△	元和泉1-2-1
狛江市役所本庁舎3階（議場）			△	△	和泉本町1-1-5

◎印は、災害時集合場所

○印は、避難所（以下「指定避難所」という。）

△印は、水害時補完利用施設

◇印は、緊急避難場所 ※自動車避難する場所

※床上浸水以上の浸水想定がある施設は原則として使用しないことになっています。

※水害時には指定避難所が災害時集合場所を兼ねます。

※自主避難所について

風水害時において、東京地方の気象状況等から、夜間に避難指示等の発令を行うことが予測される場合等、避難指示等の発令前の段階において、避難行動に時間を要する市民や自宅での待機に不安を持つ市民等を受け入れるため、指定避難所を自主避難所として事前に開設することになります。開設する自主避難所は気象状況等を考慮した上で、指定避難所の中から選定されます。

(2) 資料2 避難所マップ

- 災害時集合場所
- 震災時避難所
- 緊急時避難場所(駐車場)

